

## 米国、GHG 削減目標を含まない新たなエネルギー法案上院提出

(財) 日本エネルギー経済研究所  
理事 戦略・産業ユニット総括  
小山 堅

2010 年 7 月 27 日、米国のハリー・リード上院議員（院内総務）は、新たなエネルギー法案「Clean Energy Jobs and Oil Company Accountability Act of 2010」を上院に提出したことを発表した。

同法案の主な内容としては、現在、米国および世界の注目を集めるメキシコ湾原油流出事故への対応として、原油流出事故などに対する企業の賠償責任上限（7500 万ドル）の撤廃等による責任明確化と対策強化、住宅の省エネプログラム（Home Star）への 50 億ドル投資によるエネルギーセキュリティ強化と雇用創出（15 万人）、再生可能エネルギーなどクリーンエネルギーの促進、等となっており、米国にとって優先度の高いエネルギー対策が前面に出た内容になった、ともいえる。

他方、米国内で議論が進められ、世界的にも関心を集めてきた米国の温暖化対策（GHG 排出削減目標や国内排出量取引制度等の設立など）は、同法案には盛り込まれておらず、包括的な「エネルギー・温暖化対策法案」とはならなかった。この点は、本年 5 月にケリー上院議員らが提出した「American Power Act of 2010」が GHG 排出削減目標をも含む包括的な内容となっていたことと比較して、大きな変化であり、米国の温暖化対策を巡る国内議論の状況変化を示した結果とも言えよう。（なお、新法案の内容および提出に至る経緯については、別途、杉野綾子「続・動き始めた米国エネルギー・気候変動法案審議」（弊所ホームページ）においてより詳細な分析を行う予定であり、こちらを参照されたい。）

政権発足以来、オバマ大統領は、GHG 排出削減目標の設定や削減手段としての国内排出量取引制度導入に関して、積極的な取組や働きかけを行ってきた。しかし、経済危機による米国経済の停滞が続き、経済の地盤沈下・産業競争力の低下等が懸念され、かつ厳しい温暖化対策導入が経済・産業にもたらす可能性のある負の影響について、より現実感を伴った認識・議論が広まる中で、米国での上記対策導入を巡る環境は厳しさを増してきたといえる。特に本年 11 月に中間選挙を控える政治状況では、厳しい温暖化対策導入に関して、幅広い賛成を集めることがより困難になり、結果として「エネルギー法案」に特化すると今回の決定に至ったものと思われる。もちろん、同法案についての今後の上院審議の展開

やその後の下院法案との調整の帰趨にも予断は許されない。温暖化対策を再び検討するための取組などが行われる可能性もあるが、会期（夏期休会および中間選挙等）等も考慮すると GHG 排出削減目標などの温暖化対策が盛り込まれた法案がまとまる可能性は、本年中はほぼゼロになった、というのが実態であろう。

この影響をどう見るべきか。以下では、「エネルギー法案」そのものの内容についてではなく、温暖化対策が含まれないことの影響について、検討する。

米国の国内議論において、GHG 排出削減目標を含む具体的温暖化対策がまとまるかどうかについては、既に昨年から、それが如何に困難であるかについて、世界的にも関係者の間では広く知られるに至っていた。その「流れ」の中では、今回の法案内容の決定は決して「サプライズ」であるとはいえない。しかし、改めて、本年中の米国の GHG 排出削減目標設定は難しいということが再確認されたことは、それが確たる前提となって、世界の温暖化問題を巡る議論・交渉が進められることを意味しよう。

その点、「ポスト京都」を巡る本年の COP16 での議論が、合意形成に向けて一層の困難さを伴うことになるのは必至であろう。中国に抜かれたとはいえ、最も主要な排出国の一つである米国での国内議論が定まらず、国内排出削減目標合意ができない、ということは（昨年の COP15 の場合と同様）改めて重い意味を持つ。COP16 でも国際的な合意形成に向けた真摯な努力が続けられるものと思われるが、2013 年以降の世界での GHG 排出削減の具体的・実質的な合意決着は厳しくなった。翌年の COP17 も見据えた交渉・議論の覚悟が避けられなくなってきたのではないか。

他方、世界全体として、包括的な合意形成が困難になる中、温暖化交渉を巡る主要国がどのようなポジションを取っていくか、様々な動きが現れており、今後一層注視していく必要がある。既に、EU としての 2020 年の GHG 排出削減目標を 1990 年比で 30%まで引き上げる（現在の目標は 20%削減）ことを提案した英・仏・独、第 12 次 5 カ年計画中に国内排出量取引制度の導入に向けた検討を行うことが報道された中国など、今回の米国の動きと前後して世界では注目すべき動きも起きている。また、包括的な国際合意が困難さを増す中で、具体的かつ実効性の高い取組として、二国間あるいは地域間での合意を形成し、省エネやクリーンエネルギー導入促進等によって GHG 排出削減に取り組み、同時に炭素クレジット創出・利用拡大を図る、といういわばボトムアップ的な動きが進展していく可能性が高い。国際的な温暖化交渉を巡る議論、主要国の取組や戦略的アプローチ、二国間・地域間等でのボトムアップ的な取組など、いずれもわが国にとって、極めて重要な意味を持つ国際動向であり、その動きを踏まえた戦略の立案・実行が求められていくことになる。

以上